

船海老組発第74号  
令和5年8月4日

船橋市長  
松戸 徹 様

千葉県船橋市海老野9番2号  
船橋市海老野地区画整理組合  
理事長 佐藤 彦

②ブロックにおける表土検査の結果及び今後の対応について（報告）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本事業において「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に準じて、混合分析試料を用いた表土試験を行った結果及び今後の対応について、別紙のとおりご報告いたします。

以上

## ②ブロックの表土検査の結果及び今後の対応について

本事業では「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下、「船橋市土砂条例」）に準じて、土の分析検査を行っております。

今回、本事業で事業区域外から搬入する土砂等による盛土を行う前の状態の分析検査（表土検査）にて、一部基準に不適合な項目を確認しましたのでお知らせいたします。

なお、本事業で盛土を行う前の検査で不適合が確認されたものであり、自然由来の可能性も含め原因は不明です。

### 【概要】

該当箇所 ②-1、②-6 （資料「該当箇所図」参照）

不適合項目 ②-1 鉛の溶出量 基準 0.01mg/L 以下に対して測定値 0.012mg/L

②-6 鉛の溶出量 基準 0.01mg/L 以下に対して測定値 0.023mg/L

### 【今後の対応】

環境省が発行する「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づいて以下の対応を行う予定です。

#### ①追加調査の実施

鉛の詳細な基準不適合範囲を特定するために追加調査を実施します。

追加調査は不適合なエリアを特定するために新たに表土検査（鉛溶出量試験 52 検体）を行い、その結果不適合箇所についてはボーリング調査を行い、鉛溶出量試験を第三者調査機関のもと実施します。詳細は資料「追加土壌調査について」をご覧ください。

#### ②不適合範囲の土壌の撤去

不適合範囲の土壌を撤去し、「船橋市土砂条例」に適合する土砂と入れ替えを行います。

なお、不適合範囲の土壌は適切な管理のもと事業区域外に搬出し適正に処分します。

#### ③再検査の実施

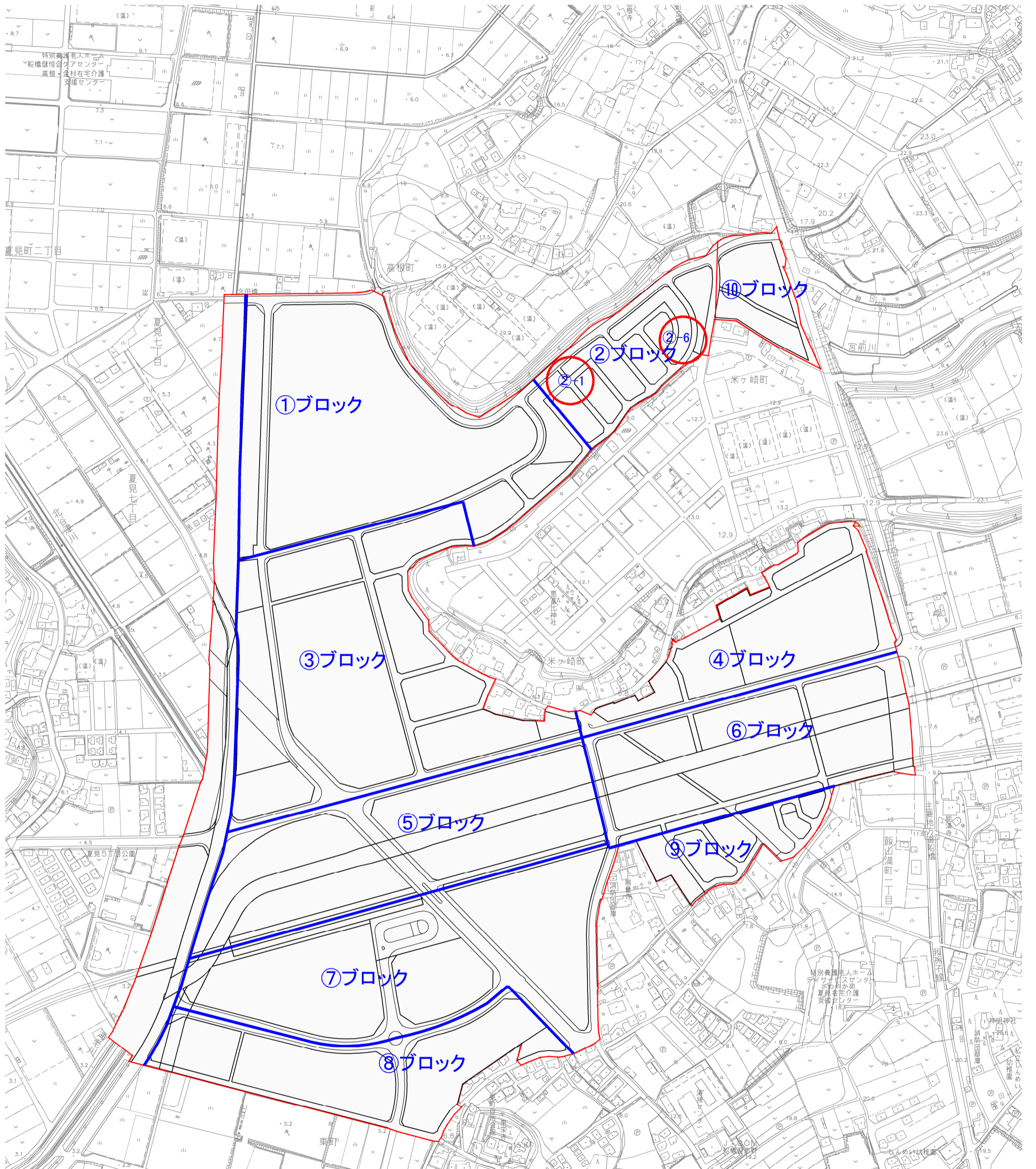
「船橋市土砂条例」に基づき再度表土検査を行います。

この表土検査にて適合が確認されるまで、基準不適合箇所の盛土等は実施しません。

※追加調査や再検査の結果など対応状況については組合ホームページなどで随時お知らせいたします。

該当箇所図

S=1:4000 (A3)



凡例

○ : 該当箇所

第14号様式

地質分析（濃度）結果証明書

株式会社フジタ 船橋海老川上流造成作業所 様

令和5年5月15日

採取場所（千葉県船橋市高根町344他）

試料名（②-1）

発行番号 NK066522-03E00301  
ユース・エー・エー・日本環境株式会社  
代表取締役 木村 克年  
神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号  
電話 045-780-3851  
計量証明事業登録番号 神奈川県濃度第1号  
環境計量士 関 洋也

令和5年4月28日 付で依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

（検体区分 NK066522-03E00301）

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値		
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003		
全シアン	mg/L	不検出	0.1	不検出		
有機燐	mg/L	不検出	0.1	不検出		
鉛	mg/L	0.012	0.005	0.01		
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02	0.05		
砒素	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01		
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005		
アルギル水銀	mg/L	不検出	0.0005	不検出		
PCB	mg/L	不検出	0.0005	不検出		
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02		
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.0004	0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006		
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003		
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02		
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01		
ふっ素	mg/L	0.1	0.1	0.8		
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1	1		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05		
農用地 (田に限る)	砒素	mg/kg (dry)	0.5 未満	0.5	15	
	銅	mg/kg (dry)	68	0.5	125	
検体の性状	形状	砂質土	色	暗褐色	におい	無臭
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：					



第14号様式

地質分析（濃度）結果証明書

株式会社フジタ 船橋海老川上流造成作業所 様

令和5年5月15日

採取場所（千葉県船橋市高根町335他）

発行番号 NK066522-03E00602  
 ユーシーエス日本環境株式会社  
 代表取締役 木村 克年  
 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号  
 電話 044-780-3854  
 計量証明事業登録番号 神奈川県濃度第1号  
 環境計量士 関 淳也

試料名 (②-6)

令和5年4月28日 付で依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分 NK066522-03E00602)

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値		
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003		
全シアン	mg/L	不検出	0.1	不検出		
有機燐	mg/L	不検出	0.1	不検出		
鉛	mg/L	0.023	0.005	0.01		
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02	0.05		
砒素	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01		
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005		
アルキル水銀	mg/L	不検出	0.0005	不検出		
PCB	mg/L	不検出	0.0005	不検出		
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02		
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002		
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006		
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003		
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02		
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01		
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01		
ふっ素	mg/L	0.1	0.1	0.8		
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1	1		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05		
農用地 (田に限る)	砒素	mg/kg (dry)	0.5 未満	0.5	15	
	銅	mg/kg (dry)	63	0.5	125	
検体の性状	形状	砂質土	色	暗褐色	におい	無臭
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：					



## 2. 目 的

### 2-1. 目的

本調査は2ブロックにおいて、「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に準じ土壌の汚染防止について混合分析試料を用いた表土試験により鉛の溶出量が基準値を超過したためより詳細な基準不適合範囲を特定するために追加調査を行うものである。

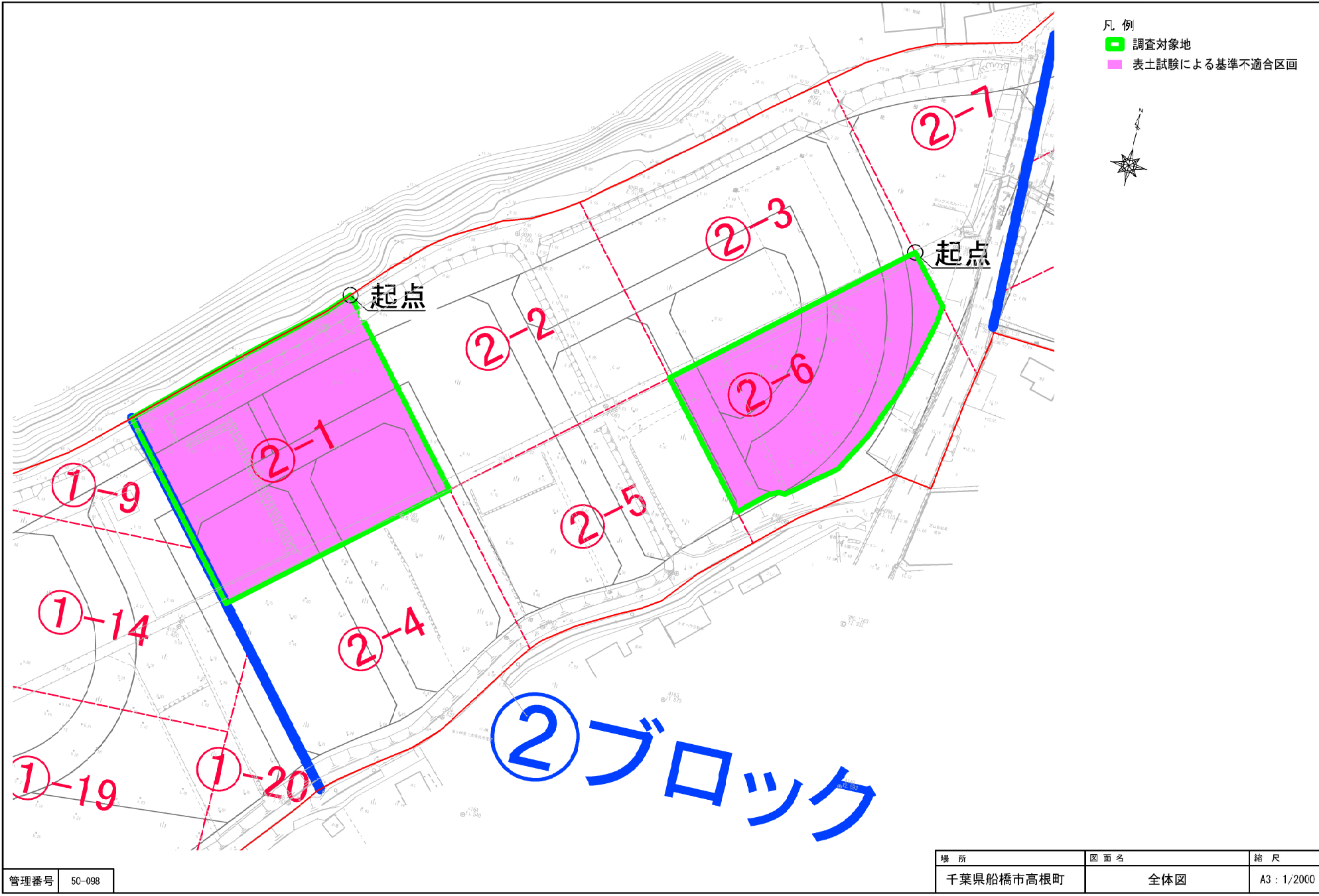
### 2-2. 協議

土壌調査するにあたり、本計画書に記載されていない事項で問題が生じた場合、又は、土壌調査を実施する位置・深さについて調査不能な場所が生じた場合は、協議の上公正な第三者調査機関の監理のもと施工するものとする。

## 3. 計 画 図 面

次項に本計画図面を示す。





凡例  
■ 調査対象地  
■ 表土試験による基準不適合区画

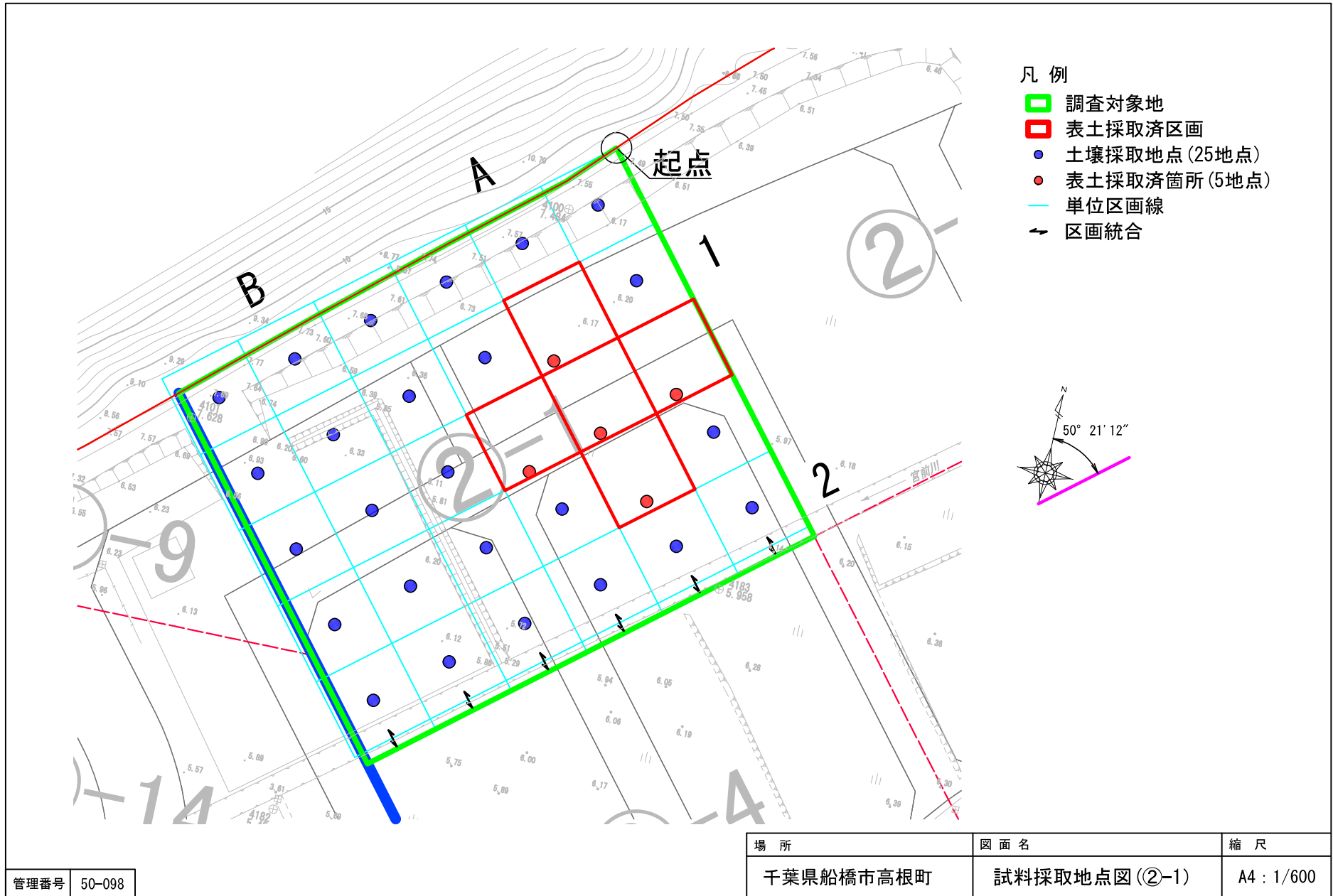


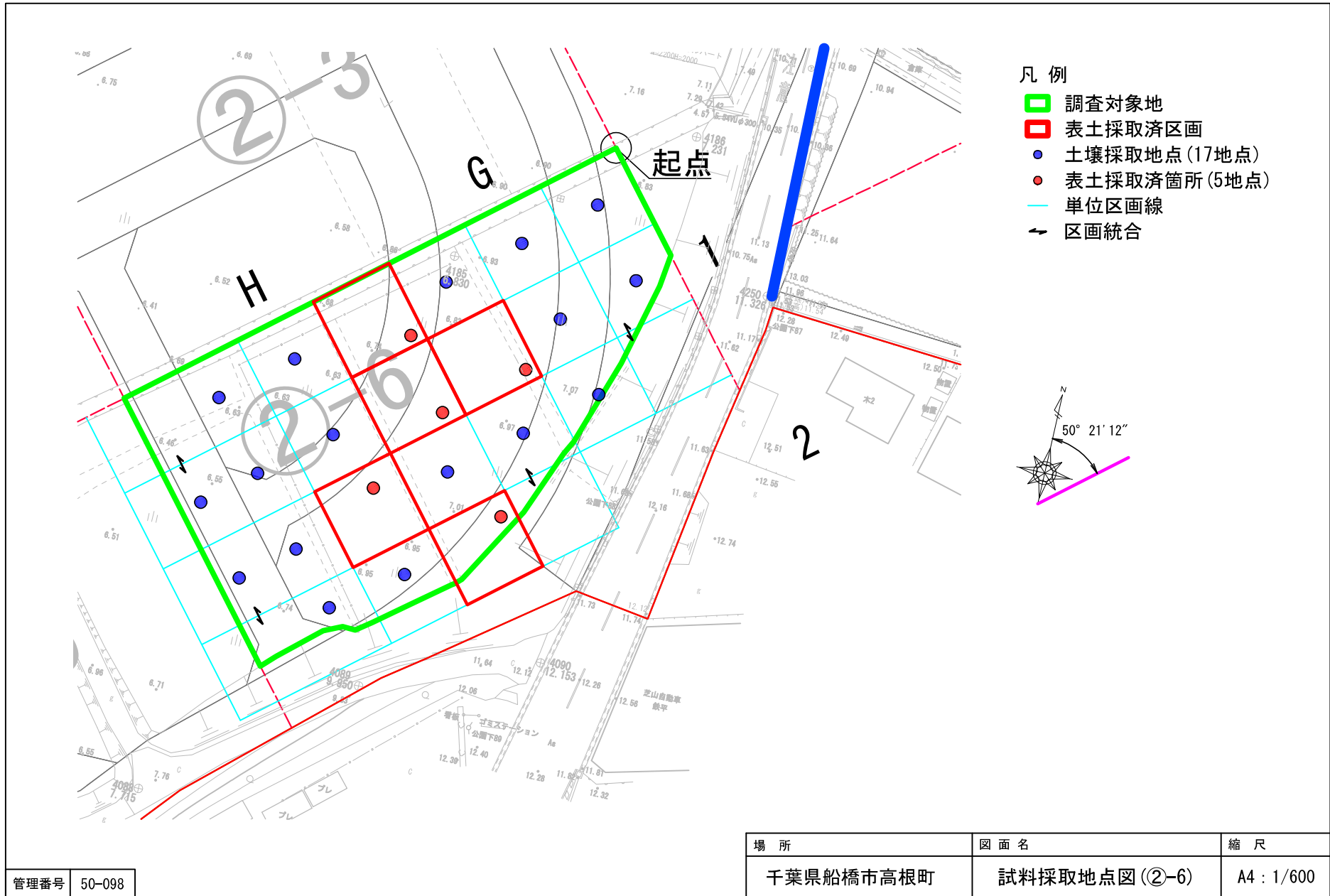
2ブロック

場所	図面名	縮尺
千葉県船橋市高根町	全体図	A3 : 1/2000

管理番号 50-098







4. 主要数量

STEP-1

工種		数量	単位	備考
調査工	表土採取	42	箇所	52箇所-表土採取済10箇所=42箇所
鉛溶出量試験		52	検体	表土試験(表土採取済10箇所含む)

STEP-2

工種		数量	単位	備考
調査工	調査ボーリング	52	箇所	
鉛溶出量試験		208	検体	深度調査 ※最大数量として3深度/箇所+絞込1深度/箇所 と仮定し、追加分析が発生しない場合

5. 指定機械

名称	規格	台数	使用工種	備考
バックホウ	0.1m <sup>3</sup> 級	1	調査工	表土(GL-0.3m) 試料採取時
ボーリングマシン	φ86	1	調査工	1.0m以深 試料採取時



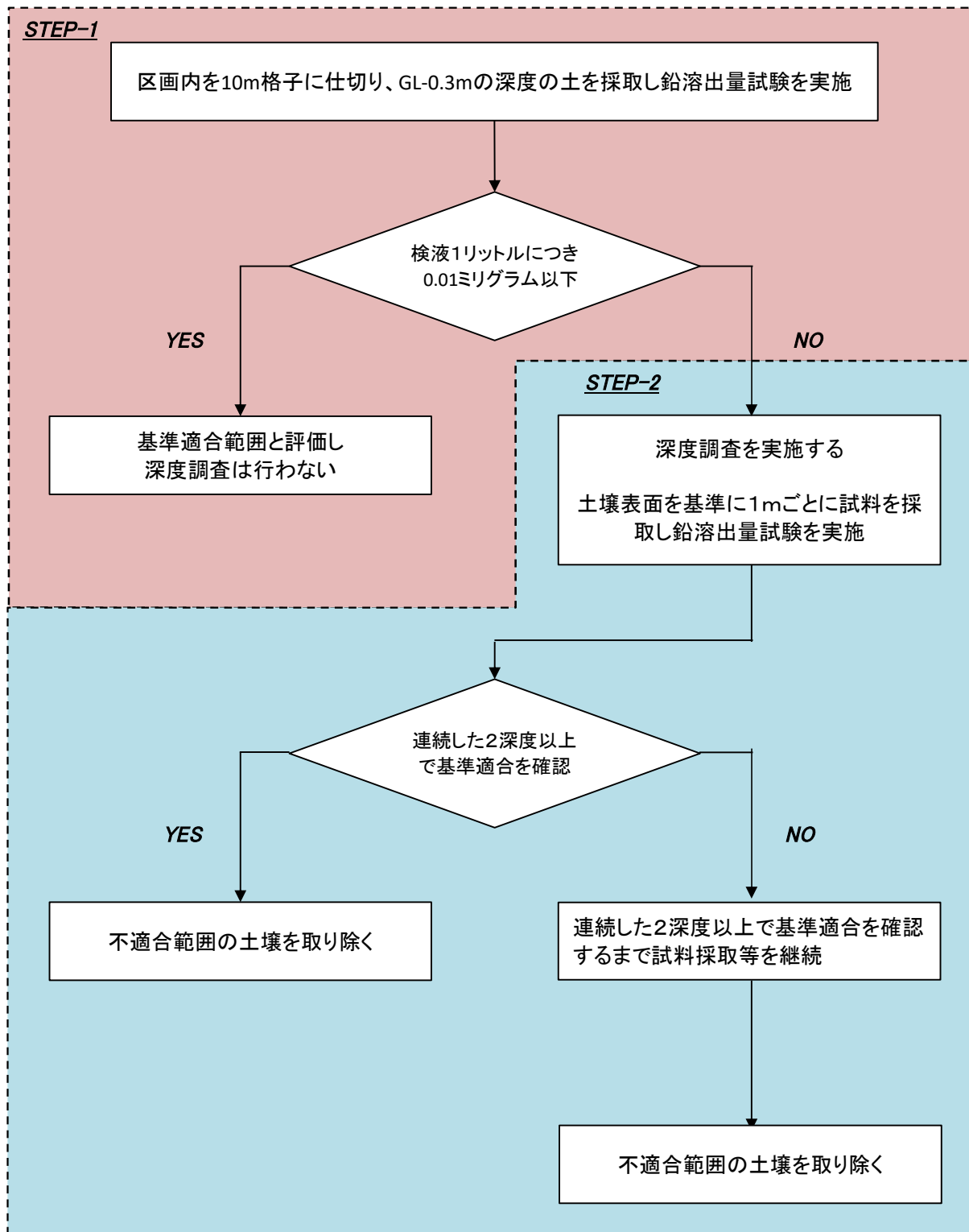
## 6. 調査方法

### 6-1. 調査フロー

追加調査の評価として

表土試験による基準不適合区画について調査方法を下記に示す。

#### 6-1-①. 表土試験による基準不適合区画(②-1、②-6)



#### 6-1-②. 表土試験基準適合区画(②-3、②-5)

基準適合範囲と評価し追加調査は行わない。

## 6-2. 調査内容

### ①表土試験による基準不適合区画(②-1、②-6)

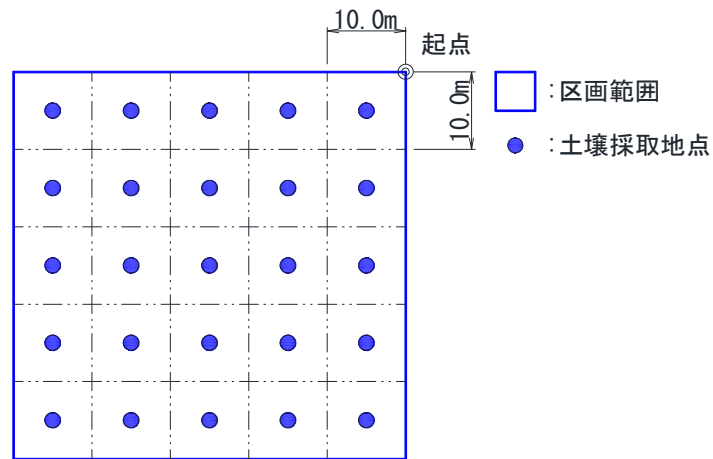
#### STEP-1 平面範囲の絞り込み

区画内を10m格子に仕切る。

原則として格子の中央を土壌採取地点とする。

採取深さは0.3mとし、鉛溶出量試験を行う。

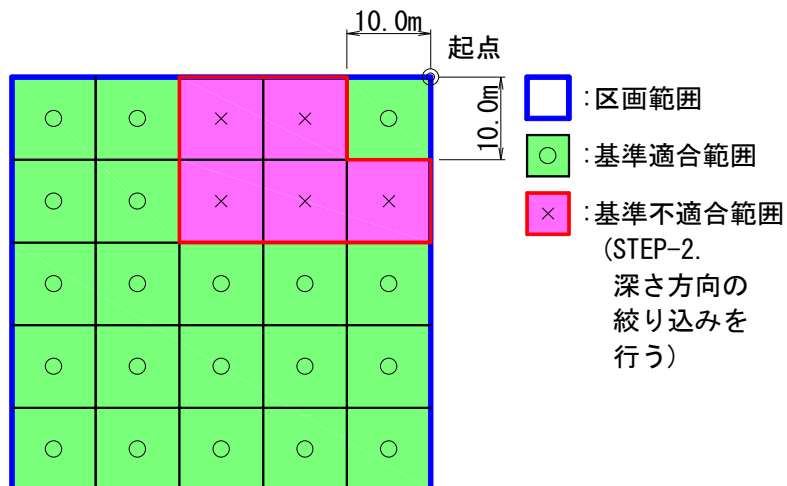
表土試験で混合分析用として既に試料採取している区画については個別に分析・評価を行う。



図①-1.10m格子割付参考図

鉛溶出量試験の結果、基準を満たす区画については基準適合範囲と評価し、深度調査は行わない。

基準不適合区画についてはSTEP-2 深さ方向の絞り込みを行う。



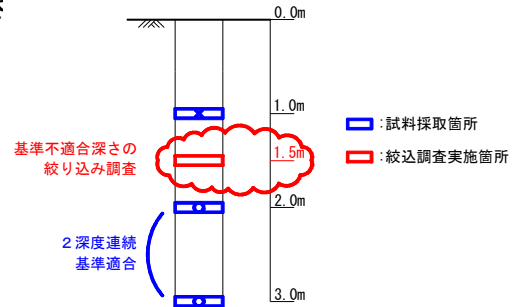
図①-2.基準適合範囲、基準不適合範囲の例

STEP-2 深度調査(深さ方向の絞り込み)

STEP-1の基準不適合範囲について深さ方向の絞り込みを行う。

深度調査においては、原則として土壌表面を基準に一定深さ(1m)ごとに試料を採取する。

基準不適合が認められた試料採取深さと最初に基準適合となる試料採取深さとの間において基準不適合土壌の深さ絞り込み調査を実施する。

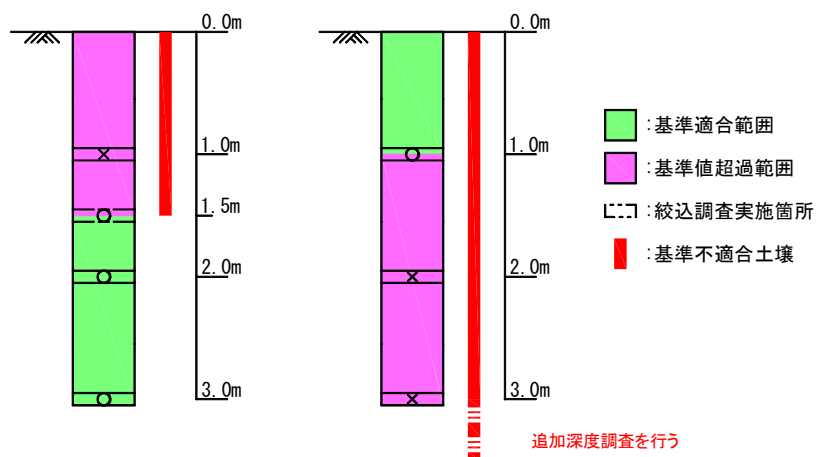


図①-3.絞り込み調査深さの例

- ・基準不適合土壌の深さは、基準不適合が認められた最も深い試料採取深さより下位の連続する基準適合となる試料採取深さのうち、最も浅い試料採取深さまでとなる。
- ・基準不適合が確認された最も深い試料採取深さより下位の連続する2以上の深さで基準不適合土壌が認められなかった場合、このうち、最も浅い試料採取深さまでを基準不適合土壌の深さとする。(図①-4.例-1)
- ・基準不適合土壌を区画ごとの各深度まで撤去する。
- ・調査深さのうち連続する2以上の深さで基準適合土壌が認められない場合は追加の深度調査を行う。(図①-4.例-2)

例-1

例-2



図①-4.深度調査の例と基準値不適合範囲

②.表土試験基準適合区画

基準適合範囲と評価し追加調査は行わない。